

議案第 16 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和 33 年墨田区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、支度料」を削り、同条第 12 項を削り、同条第 13 項を同条第 12 項とし、同条第 14 項を削る。

第 15 条第 1 号中「及び船賃の実費額並びに」を「、船賃及び」に改める。

第 20 条第 1 項各号列記以外の部分中「座席指定料金」の次に「のそれぞれの範囲内の実費額」を加える。

第 21 条第 1 項各号列記以外の部分中「座席指定料金」の次に「のそれぞれの範囲内の実費額」を加え、同項第 4 号中「現に支払った」を削る。

第 22 条中「現に支払った旅客運賃」を「旅客運賃の範囲内の実費額」に改める。

第 32 条各号列記以外の部分中「含む。）」の次に「のそれぞれの範囲内の実費額」を加え、同条第 4 号中「ため現に支払った」を「利用に要した」に改め、同条第 5 号中「現に支払った」を削る。

第 33 条各号列記以外の部分中「含む。）」の次に「のそれぞれの範囲内の実費額」を加え、同条第 3 号中「ために現に支払った」を「利用に要した」に改め、同条第 4 号中「現に支払った」を削る。

第 34 条第 1 項各号列記以外の部分中「という。）」の次に「の範囲内の実費額」を加え、同項第 3 号中「ため現に支払った」を「利用に要した」に改める。

第 36 条から第 39 条までを次のように改める。

第 36 条から第 39 条まで 削除

第 4 1 条を次のように改める。

第 4 1 条 削除

付則第 4 項中「、宿泊料及び支度料」を「及び宿泊料」に改め、「、同表に定める額（日当及び宿泊料については」及び「とする。）」を削る。

別表第 2 外国旅行の旅費の部 の款中「 日当、宿泊料及び食卓料」を「日当、宿泊料及び食卓料」に改め、同部 の款を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、支度料及び旅行手当を廃止するとともに、鉄道賃等について実費額により支給することを明確化する必要がある。